

令和 5 年度

事 業 計 画 書

公益財団法人 被爆者福祉会
原爆被爆者特別養護ホームかめだけ

令和5年度事業計画書

基本方針

当法人の運営する原爆特別養護ホームにおいては、「被爆者が自らの手で被爆者のお世話をする」という理念のもとに、看護・介護を必要とする被爆者の援護支援を行っています。高齢化及び重度化する被爆者の方々が安心・安全で快適な施設生活を送ることが出来るよう、利用者の立場にたって、本当の意味での幸せ、喜びに繋がる生活支援と健康管理に努めています。

世界が震撼した新型コロナウイルス感染症発生から3年が経過し、未だに終息する兆しが見えない中、高齢者福祉施設における感染症対策は、利用者の安全かつ健康で自分らしい生活を送ることが出来るよう、本年度も感染防止対策を重点に衛生管理の徹底に努めます。

医療・看護・介護の連携のもと、認知症ケアの専門性を高め利用者に寄り添う介護に注力します。また、介護ICT化等を推進し、業務の効率的かつ効果的な介護を実践します。特養に求められる安心と尊厳に基づく、看取りケアの充実に向けて取り組んで参ります。

原爆特別養護ホームとしての使命と役割を十分に認識し、安心して暮らして頂ける施設づくりを目指し、地域との連携を密にしながら、利用者の社会参画、地域交流等の推進及び慰問等の受け入れ、また被爆者福祉の増進を図ります。

当施設が被爆者の「福祉拠点」として中核的な存在になれるよう邁進してまいります。

1. 会の運営

1) 評議員会、理事会

業務運営に関する事業計画、予算及び事業報告、決算の承認等に係る評議員会、理事会を次のとおり開催する。

定時評議員会 1回（6月）

通常理事会 3回（5月・11月・3月）

※ 上記記載の回数の他、必要に応じて随時開催する。

2) 監事監査の実施

監査 1回（5月）

2. 施設処遇方針

(1) 心身の状態に応じた個別ケアの充実

- ・本人の意向を踏まえ、家族・職員間で情報交換を行い、援助の方針を立て具体的に取り組み、個々のニーズに合わせた処遇の充実を図る。
- ・「安心・安全」をモットーに、その人の有する能力に応じた自立性を高める生活支援に努める。

- ・高齢者のニーズに向き合い、細やかな配慮のあるケアの充実に努める。
- ・状態の改善、悪化の防止、重度化予防、認知症症状の緩和・進行の予防に努める。
- ・施設内の衛生保持に努め、日頃から整理整頓に心がけ、換気、清掃・消毒を定期的に実施し、清潔の保持に努める。
- ・ケアの開始時と終了時に、手洗い・手指消毒を実施し、「1ケア 1 手洗い」「ケア前後の手洗い」を基本とした処遇にあたる。
- ・介護・看護等に係る記録システムを活用し、情報の共有化と業務の効率化を図る。
- ・介護カルテシステム等、ICT（情報通信技術）化を推進し、安全確認や事故防止につながる業務の効率化を図る。
- ・最後まで尊厳を持って過ごしていただく為の「看取りケア」の実践及び夜間における看護師のオンコール体制の確保、本人の意思及び家族の意向を最大限に尊重した尊厳を支える看取りに努める。

(2) 生活の質の向上と生きがい対策の充実

- ・廃用症候群防止やADL機能維持等の観点から、生活機能訓練や活動を行い新型コロナウイルス等感染防止対策のため、基本的な「密閉、密集、密接」の「3つの密」を避けた機能訓練の実施。
- ・個別リハを中心に体力の維持や認知症予防のため、コミュニケーションを通して生活意欲の増進を図る。
- ・コロナ禍にあって、日帰り旅行、バスハイクやレクリエーション等の行事ができる状況を踏まえ、新型コロナウイルス対策を実施し、地域の状況に合わせ社会性及び生活意欲の向上を図る。
- ・趣味やクラブ活動を推進し、生き生きと暮らす為の意欲を維持する。

(3) 健康管理等の強化促進

- ・日常の心身の健康管理を行い、健康保持のための適切な手当、援助の実施。
- ・食中毒及び感染症対策について、適宜に研修会等を開催し、ノロウイルス、新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染予防に努める。
- ・新型コロナウイルス感染防止に努め、利用者のワクチン接種体制の確保に努める。
- ・感染防止対策上、施設等の換気を小まめに行い部屋の空気を入れ換える。
- ・日常の衛生管理を徹底し、疾病予防に努める。
- ・日常的な整理整頓、清掃、共有部分の清掃、消毒に努める。
- ・喫食障害による疾病防止の為、歯科医、歯科衛生士の来診を得て、口腔ケアを積極的に実施し疾病を予防する。
- ・食事を楽しく、美味しく食べることができるよう、献立や調理方法を工夫し身体状況に応じた栄養管理に努める。

(4) 在宅被爆者の援護事業の充実と継続

- ・短期入所生活介護事業（ショートステイ）の充実と家族の介護負担の軽減を図るため実施しているが、コロナ禍において県内発生状況及び地域の発生状況を踏まえ、感染症対策委員会において協議のうえ中止としたが、本年度より県内及び地域の感染状況を見極め、被爆者のニーズに沿うことができる体制で、県・市行政機関と連携し事業を継続する。

ア) 送迎時等の対応

事前にご本人及びご家族に確認を取り、送迎車に乗る前に利用者の体温を計測し抗原検査を実施。37.5℃以上の発熱が認められる場合には利用を中止する。また状況により病院受診を促す。

イ) 発熱等により利用を断った利用者への対応

発熱により利用を断った利用者については、本人及びご家族に説明を行い必要に応じて居宅介護支援事業者に情報提供する。

ウ) 送迎時の車内環境について

送迎時には、窓を開ける等換気に留意し、乗車前の手指消毒及びマスクの着用をお願いする。乗車する前、乗車後、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（座席や手すり等）を消毒する。

(5) 備蓄及び確保等の計画

・感染防護用品

新型コロナウイルス等感染症防止対策のため、マスク・手袋・ペーパータオル・ゴーグル・ガウン等防護具及び除菌・消毒液等・抗原検査キットの確保。

・災害時における食料品の確保。

緊急時の感染予防等衛生管理を行い、食事提供の混乱を回避するため、食材・飲用水・食器等の防災備蓄品の確保。

(6) 平和学習・地域交流等の推進

- ・施設内で開催する行事への参加を家族及び地域の被爆者を招き、交流を深める。
- ・平和学習等による被爆体験の語り継ぎ等を通し、平和教育への貢献と施設の役割として交流を深める。
- ・地域の小学校との交流を通して、高齢者福祉の理解と利用者の生き甲斐を高めるとともに交流を深める。
- ・核兵器廃絶への願い、平和の尊さを、被爆体験等を通し後世に語り継ぐために、学生・こども達と地域の被爆者及び入所被爆者との交流を深める。

※新型コロナウイルス感染状況により検討実施する。

3. 施設年間行事計画

- 4月 花見会
- 5月 母の日、春のバスハイク
- 6月 父の日、室内ゲーム大会、花菖蒲見学
- 7月 小学校との七夕交流会
- 8月 原爆忌、夏祭り
- 9月 敬老会、月見会
- 10月 秋のバスハイク
- 11月 文化祭
- 12月 クリスマス会、忘年会
- 1月 新年会
- 2月 節分
- 3月 桃の節句

※毎月誕生会、買い物の日

注：新型コロナウイルス感染状況により検討実施する。

4. 施設職員の資質向上のための諸活動

- ① 施設内研修として外部より講師を招いて研修会の開催
- ② 全国老施協、九州老人福祉施設連絡協議会主催の研修会参加
- ③ 長崎県老人福祉施設協議会主催の研修会参加
- ④ 認知症ケアに対する研修会参加
- ⑤ 介護 ICT 化促進に対する研修開催。

5. 職員の健康管理

- ① 職員の疾病の早期発見・予防に努めるため、年1回の健康診断（直接処遇者は2回）実施。
- ② 新型コロナウイルス感染症防止対策のため、利用者及び職員の感染が疑われる場合、PCR検査が出来ない場合に備え、抗原検査キットの確保。

6. 施設整備

長崎県・長崎市、原爆福祉施設設備整備補助事業により、全自動脱水洗濯機更新予定。